○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省、令第二号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　武見　敬三
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　高市　早苗
環境大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　俊一

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第三（第五条関係）		**別表第三**（第五条関係）	
借方科目	貸方科目	借方科目	貸方科目
燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行公債金 石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入 一時借入金（借換） 備蓄石油売払代 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入 雑収入 脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入 前年度剰余金受入 脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入 一時借入金 石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。） 国庫余裕金繰替	［略］	燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策財源一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行推進一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行公債金 石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入 一時借入金（借換） 備蓄石油売払代 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入 雑収入 脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入 前年度剰余金受入 ［新設］ 一時借入金 石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。） 国庫余裕金繰替	［略］

別表第四（第五条関係）			
整理科目	借方科目	貸方科目	整理科目
［略］	電源立地対策財源一般会計より受入 電源利用対策財源一般会計より受入 原子力安全規制対策財源一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入 周辺地域整備資金より受入 一時借入金（借換） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入 雑収入 脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入 前年度剰余金受入 脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入 一時借入金 国庫余裕金繰替 周辺地域整備資金繰替	［略］	［略］

別表第四（第五条関係）			
整理科目	借方科目	貸方科目	整理科目
［略］	電源立地対策財源一般会計より受入 電源利用対策財源一般会計より受入 原子力安全規制対策財源一般会計より受入 脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入 周辺地域整備資金より受入 一時借入金（借換） 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入 雑収入 脱炭素成長型経済構造移行推進雑収入 前年度剰余金受入 ［新設］ 一時借入金 国庫余裕金繰替 周辺地域整備資金繰替	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。